義務付け・枠付けの第4次見直しに向けて

義務付け・枠付けの見直しについては、第1次安倍内閣が設置した地方分権 改革推進委員会が、既に内閣総理大臣に見直しの具体案を勧告しており、第2 次安倍内閣において、その実行が求められています。

現在、政府におかれては、地方からの提案に基づく第4次見直しの取組を進められているところですが、義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じた行政サービスの実現にとどまらず、意欲ある地方・民間の力が引き出されることにより、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生にもつながるものです。

新藤地方分権改革担当大臣のリーダーシップのもと、閣議決定に向けて政治 主導での見直しを進め、以下の観点をはじめとした地方の提案を実現するとと もに、衆議院解散に伴い廃案となった第3次一括法案と併せて、今国会に関連 法案を提出していただきますようお願いします。

- 1 土地利用に対する義務付け・枠付けを見直し、企業の立地促進や再生エネルギーの普及など地域経済の成長につなげていただきたい。
- 企業の工場再編等が進む中、農地転用や埋立地の用途変更等に関する国との協議などが国内立地の支障となっている。また、メガソーラー設置についても同様の指摘がなされている。
- このため、土地利用に関する国との協議の廃止など義務付け・枠付けの見 直しや権限移譲を行い、有効な土地利用をできるようにし、地域経済の再生、 民間投資の喚起につなげていただきたい。
- 2 保育所に対する義務付け・枠付けを見直し、地域にあった子育て支援を実現し、女性の就労拡大、新たな雇用の創出につなげていただきたい。
- 保育所の面積基準は、39市区を除き「従うべき基準」とされている。また、乳児保育において、看護師は保育士とみなされるが、准看護師は保育士

とみなされないことや、公立保育所では特区で3歳未満の児童の食事の調理 事務の外部委託が認められているが、民間保育所では認められないなど、保 育所運営者の創意工夫が発揮しにくい仕組みとなっている。

- 保育所の設置基準を参酌基準化することで、財政力の弱い地域においても、 待機児童が解消されるなど地域にあった保育サービスが可能となる他、女性 の就労拡大、また保育所運営者の創意工夫を活かした取組が促されることに より、新たな産業・雇用創出につながることも期待される。
- 一方、保育の質の維持についての懸念の声もあることから、全国一律の規制緩和ではなく、従うべき基準を参酌基準化することにより、地方議会の判断で実施できる仕組みとしていただきたい。
- 3 各種許認可基準を条例委任し、地域の判断で暴力団排除条項等を設けるな ど、地域の安全・安心の確保につなげていただきたい。
- 営業許可など各種許認可基準は法令で全国一律に定められているものも多い。一方で、地域によっては暴力団排除に向けた対策を強化するため、各種 営業から暴力団を排除することを望む声もある。
- 地域住民の安全・安心の確保に向け迅速に対応できるよう、各種許認可基準を条例委任し、地方議会の判断で許認可基準を付加できる仕組みとしていただきたい。

平成25年2月7日 全国知事会地方分権推進特別委員長 佐賀県知事 古 川 康